

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年四月十日

埼玉県計量検定所長 針山 崇

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
松伏町	平成二十七年五月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	松伏町役場駐車場
吉川市	平成二十七年五月二十六日及び同月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉川市役所来場者駐車場
八潮市	平成二十七年五月二十八日及び同月二十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	八潮市役所前庭駐車場
三郷市	平成二十七年六月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所
	平成二十七年六月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市鷹野文化センター
	平成二十七年六月三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市文化会館

				深谷市		本庄市		寄居町		美里町		上里町		神川町	
				平成二十七年六月二十日		平成二十七年六月十二日及び同月十五日から同月十六日まで		平成二十七年六月十日及び同月十一日		平成二十七年六月九日		平成二十七年六月八日		平成二十七年六月五日	平成二十七年六月四日
				午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
				深谷市役所花園総合支所		本庄市児玉文化会館（セルデイ）		寄居町役場		美里町役場東側駐車場		上里町中央公民館		神川町神泉総合支所	三郷市役所

鴻巣市	三郷市 八潮市 吉川市 松伏町							上尾市	
まで 二日から同月二十四日	平成二十七年七月十三日	平成二十七年七月七日	平成二十七年七月六日	平成二十七年七月三日	平成二十七年七月二日	平成二十七年七月一日	平成二十七年六月二十五日から同月二十九日まで及び同月三十日まで	平成二十七年六月二十五日から同月二十九日まで及び午後一時から三時まで	深谷市役所
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
鴻巣市役所	三郷市役所	上尾市立大谷公民館	上尾市立上平公民館	上尾市文化センター	上尾市立原市公民館	上尾市文化センター	上尾市役所平方支所		

深谷市	本庄市	寄居町	美里町	上里町	神川町	
			日	平成二十七年七月三十	八日	平成二十七年七月二十
			から三時まで	まで及び午後一時	午前十時から正午	午前十時から正午
				本庄市役所	修センター	鴻巣市川里農業研
						育施設「コスモス
						アリーナふきあげ」